

福岡県公報

平成十八年九月二十二日
第二千五百八十六号
増刊 ①

目次

告示 (第千八百二十八号・第千八百二十九号)

○屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置するこ

とができない地域の指定の一部改正

○屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置するこ

とができない地域の指定の一部改正

(公園街路課)一
(公園街路課)一

告示

福岡県告示第千八百二十八号
屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置することができない地域の指定（平成十四年七月福岡県告示第千二百三十九号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成十八年九月二十二日

福岡県知事 麻生 渡

本文中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第七号」に改める。

福岡県告示第千八百二十八号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない地域の指定（平成十四年七月福岡県告示第千二百四十号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成十八年九月二十二日

福岡県知事 麻生 渡

本文中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第九号」に改める。

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
九福岡市
チ博多区
| 東比
エ惠二
ツ株目
式九
会一
社号

定価
一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)